

気象警報にともなう臨時休業について

1 臨時休業となる場合

- (1) 当日、「午前7時」の時点で、「京都市」または「南丹市」に、内容を問わず「特別警報」が発表されている場合
- (2) 当日、「午前7時」の時点で、「京都市」または「南丹市」に、「暴風」，「暴風雪」のいずれかの「警報」が発表されている場合
- (3) 当日、「午前7時」の時点で、「京都市」または「南丹市」に、「大雨警報」と「洪水警報」が「同時」に発表されている場合

※ 午前7時をすぎて、もしくは在校中に上記(1)から(3)に該当する「警報」が発表された時は、状況判断の上措置する。

2 警報解除による措置

- (1) 午前7時までに、上記1(1)～(3)の警報が解除された場合は、「通常通り」の授業を実施する。
- (2) 午前10時30分までに、上記1(1)～(3)の警報が解除された場合は、「午後1時30分を始業」として授業を実施する。

3 臨時休業となった場合、学校はできる限り速やかに回復措置を講じる。

※ 上記の措置は、部活動・補習等にも適用する。

※ 公共交通機関が不通となった場合は、出席停止扱い等の措置をとる。
あらかじめ交通機関の途絶が判明している、もしくは予想される場合は、前日に掲示・放送等で指示する。

《 注意点 》

平成22年5月27日から気象警報・注意報の発表単位が市町村ごとに変更されている。しかし、テレビやラジオ等では、これまで通りの「市町村をまとめた地域の名称」で報道されることもある。例えば、『京都府南部』もしくは、『京都・亀岡』または、『南丹・京丹波』である。これらはいずれも「京都市」または「南丹市」を含むので、午前7時の時点でこれら地域の名称で警報発表の報道がなされた場合は、臨時休業の措置をとることと解釈する。

気象警報にともなう臨時休業に関する付帯事項

「午前7時をすぎて、もしくは在校中に「警報」が発表された時は、状況判断の上措置する。」の基本的な対応について

I 午前7時の段階で、「特別警報」「暴風」「暴風雪」「大雨・洪水警報」が発令されている場合

(1) 午前10時30分現在での特別警報、気象警報発令状況を確認する。

ア 警報が継続して発令されている場合 →→→ 臨時休業

イ 警報が解除されている場合 →→→ 午後1時30分始業で開校

注意① 公共交通機関を使って、15時20分までに登校が可能な生徒は、必ず登校すること。

注意② 注意①の条件を満たせない生徒、または、自宅周辺や通学路等に安全上の問題、交通機関の乱れ等が生じている生徒は、学校に連絡を入れて別途指示を受けること。

II 午前7時を過ぎて、始業までに「特別警報」「暴風」「暴風雪」「大雨・洪水警報」が発令された場合

(1) 登校を開始している場合 →→→ 安全に留意しながら登校を完了し、ホームルームで待機すること。
午前8時40分のSHRにて指示される事項に従って行動すること。

(2) 登校を開始していない場合 →→→ 自宅で待機し、I(1)アまたはイの申し合わせに従って行動すること。

III 在校中に「特別警報」「暴風」「暴風雪」「大雨・洪水警報」が発令された場合

(1) 学校から指示される事項に従って行動すること。

注) 特別警報とは

気象災害、水害、地盤災害、地震、噴火などの重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、警報の発表基準をはるかに超えるような甚大な災害が発生するおそれがある場合に、気象庁から発表される警報をさす。

特別警報が発表された場合、これまで経験したことのないような非常に危険で異常な現象が起きる状況が迫っているということであり、“ただちに命を守るための行動”をとることを第一に考えて行動することとなっている。